

長野工業高等専門学校自己点検評価の実施に関する要項

平成30年3月23日

校長 裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第123条において準用する第109条第1項の規定に基づき、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）が、本校の教育水準の向上を図るとともに、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価等」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(実施目的)

第2条 本校の教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表し、本校の教育研究水準を向上させることを目的とする。

(実施体制)

第3条 本校の執行会議において、全校的な事項に関しての自己点検評価等を行うほか、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検評価等の基本方針及び実施基準等の策定に関すること。
- (2) 自己点検評価等の実施に関すること。
- (3) 自己点検評価等の結果の集約及び公表に関すること。
- (4) その他自己点検評価等に関すること。

(実施項目)

第4条 本校は、第2条の目的を達成するために、自己点検評価項目，中期計画・年度計画に掲げる事項，ディプロマ・カリキュラム・アドミSSIONの各ポリシー及びその他執行会議が必要と認める事項について、自己点検評価等を実施する。

(実施時期)

第5条 執行会議は、自己点検評価実施項目等により、自己点検評価等を毎年行うものとする。

(報告書の作成及び公表)

第6条 執行会議は、自己点検評価等の結果等を取りまとめ、4年に一度その報告書を公

表するものとする。

(自己評価等の結果の対応)

第7条 校長は、執行会議が行った自己点検評価等の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、自らその改善に努めるものとし、必要がある場合は関係する組織等にその改善策の検討を指示する。

附 則

この要項は、平成30年3月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年2月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年12月6日から施行する。